

インクルーシブ教育システム推進センター 事業報告

原田公人

(インクルーシブ教育システム推進センター)

要旨：平成28年度に開設したインクルーシブ教育システム推進センターは、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域が直面する課題解決に資する「地域実践研究事業」、障害者の権利に関する条約の批准を踏まえた国際的動向の把握と諸外国の最新情報の調査、及び国内外の情報収集、海外との研究交流を進める「調査・国際事業」、インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域や学校が直面する課題解決に資する「情報発信・相談支援事業」の3事業を推進してきた。本稿は、その事業について概説する。

見出し語：インクルーシブ教育システム、地域実践研究事業、調査・国際事業、情報発信・相談支援事業

I. はじめに

平成28年4月に、インクルーシブ教育システム構築に向けた地域や教育現場における取組を支援することを目的として、インクルーシブ教育システム推進センター（以下、センター）を開設した。

センターでは、地域が直面する課題に対応した研究（地域実践研究）の推進、国際的動向の把握や諸外国の最新情報の収集及び海外との研究交流、インクルーシブ教育システム構築事業を支援するデータベースの整備・情報提供と支援を行っている。

II. 地域実践研究事業について

1. 地域実践研究の特徴

地域実践研究は、地域や学校が直面する課題を研究テーマに設定し、その解決を目指して、研究所の研究員と各教育委員会より派遣された地域実践研究員が協働して研究に取り組む新しい体系の研究である。

2. 地域実践研究のテーマについて

地域実践研究のメインテーマは、インクルーシブ教育システム構築に向けた体制整備に関する研究及び特別支援教育に関する実際的な研究とした。そして、地域における現状と課題、ニーズの把握等から、メインテーマ毎にサブテーマとして4課題、計8課題

を以下の通り設定し、各2年間における研究とした。

①メインテーマ1：インクルーシブ教育システム構築に向けた体制整備に関する研究

・地域におけるインクルーシブ教育システム構築に関する研究（平成28・29年度）

・インクルーシブ教育システム構築に向けた研修に関する研究（平成28・29年度）

・教育相談・就学先決に関する研究（平成30・31年度）

・理解啓発に関する研究（平成30・31年度）

②メインテーマ2：インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育に関する実際的な研究

・交流及び共同学習の推進に関する研究（平成28・29年度）

・教材教具の活用と評価に関する研究（平成28・29年度）

・学校づくりに関する研究（平成30・31年度）

・合理的配慮及び基礎的環境整備に関する研究（平成30・31年度）

3. 地域実践研究事業の体制について

地域実践研究事業については、各地域から派遣された「長期派遣型」（1年間、研究所に滞在して研究を推進）及び「短期派遣型」（主に各地域で研究活動に従事し、研究所への来所は、年3回程度）の地域実践研究員と本研究所の研究員が協働して研究を推

進してきた。

平成28年度は、長期派遣型の地域実践研究員4名、平成29年度は、長期派遣型7名と平成29年度から導入した短期派遣型6名の計13名の地域実践研究員を派遣いただき、4課題毎に所内の研究員と地域実践研究員からなる研究チームを構成し、研究活動を実施した。研究の推進においては、年3回の研究推進プログラムを実施して、研究実施計画作成、進捗状況の把握、研究のまとめ等を推進した。



写真1 研究推進プログラムの様子

4. 地域実践研究の成果とその普及

1) 地域におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する研究

研究の取組を通して、①特別支援教育コーディネーターの機能充実の重要性、及びそれに向け、巡回相談等を利用しやすくする工夫、士気・意欲の向上につながる研修の必要性、②通級指導教室の機能の有用性、③児童生徒の「通学」状況の把握と必要な支援の検討の必要性、④個別の教育支援計画における校内教職員の相互協力体制や教育委員会の学校支援の重要性、⑤外部専門家の活用における校内体制の整備の重要性、⑥特別支援教育コーディネーター、通級指導教室、校内支援体制、個別の教育支援計画、外部専門家の活用等の充実に向けた取組の相互の関連性、及び取組を進める上での関係機関・関係部局等の連携・協働の必要性、⑦連携・協働における、関係機関、関係部局等の各々の担えることの整理と、それらの相互共有の重要性、⑧関係機関・関係部局が各々の専門性を充実させることの重要性、等が示唆された。

今後は、本研究の成果を生かした各地における実践の推進、各地の実情に合わせた成果の普及、本研

究以外の観点・切り口からの検討、等に取り組んでいくことが必要と考えられる。

2) インクルーシブ教育システムの構築に向けた研修に関する研究

本研究では、インクルーシブ教育システムにおいて目指したい学校の姿を以下のように提案した。

1. 管理職のリーダーシップが発揮されている
2. 特別支援教育コーディネーターが機能的に活動している
3. 機能的な校内体制が構築されている
4. 教師間のチームワーク（同僚性）が良好である
5. 子どもに関する情報が収集され活用されている
6. 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行っている
7. わかりやすい授業づくりがなされている

また、校内研修について、授業研究の持ち方、指導案作りの工夫、立ち話での情報交換など、日常の教育活動を充実させるインフォーマルな取組も、研修と呼べるものとして提案した。

指定研究協力地域の6県市は、研究所と協働し、それぞれ研修に関する地域の課題である、①都道府県教育委員会による市町村教育委員会への支援、②市町村教育委員会による研修の充実、③特別支援学校との連携による研修の充実に関する研究に取り組んだ。

3) 交流及び共同学習の推進に関する研究

本研究により、交流及び共同学習は、各学校において様々な取組を実施していること、取組において教職員の経験や意識によって差があることがわかった。交流及び共同学習における教職員の意識を高めるためには、都道府県市区町村の教育委員会が主催する研修会や、学校長のリーダーシップの下、校内における授業研究会等で具体的な内容や方策について理解を深めていくことが必要と考える。これにより、教職員の意識を高め、交流及び共同学習の授業における質的な向上が期待される。

今後、インクルーシブ教育システムの構築に向けて交流及び共同学習を充実させていくためには、子どもの実態に応じて、学習のねらいや内容を精査し、

展開していくことが大切な視点となる。

本研究の成果を踏まえ、交流及び共同学習の充実を目指す教職員の実践的参考となる「交流及び共同学習Q&A21（試案）」を作成した。

4) 教材教具の活用と評価に関する研究

平成28年度においては、特別支援教育におけるタブレット端末活用の先行実践事例を、ICT活用の観点を用いて分析し、障害種別に、その特徴を明らかにした。平成29年度は、指定研究協力地域の小・中学校におけるタブレット端末等ICT機器の活用に関するニーズ調査と、ICTを含む教材・教具に関するセンター的機能による支援を行っている特別支援学校への質問紙調査を実施した。これらの調査から、小・中学校におけるタブレット端末等ICT機器の活用に関するニーズ10項目を明らかにした。以上を踏まえ、特別支援学校、小・中学校の教師、双方の立場で利用し易いように「具体的な場面、困難さの背景」、「タブレット端末を利用することで可能になること」、「児童・生徒の期待できる変化」等の観点で記述したガイドを作成した。

本研究で得られた実践事例及びガイドは、Webページで公開し、広く成果の普及を図る予定である。

5) 研究成果の普及と活用について

地域実践研究の研究成果については、指定研究協力地域において、地域実践研究フォーラム等を開催し、得られた知見や成果を提供した。各地域において、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校の各教職員、教育委員会関係者等、多くの方々に参加いただいた。



写真2 青森県における地域実践研究フォーラムの様子

6) 地域実践研究員の感想

「交流及び共同学習の推進に関する研究」

地域実践研究員（短期派遣型） 西内 一裕

（神奈川県相模原市学校教育課）

2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催まで1000日を切りました。前回の1964年大会は私が生まれるだいぶ前のことでしたし、2020年大会もなんだか遙か未来の夢物語のように思っていたので、開催に向けた足音がいたるところで聞かれるようになり、心がわくわくしています。

国では、この開催を契機に、共生社会の実現に向けた“心のバリアフリー”の推進に取り組んでいます。学校においても、教科やスポーツ等を通した「交流及び共同学習」の推進に大きな期待が寄せられています。

相模原市では、誰をも包み込むというインクルージョンの理念のもと、障害の有無にかかわらず、児童生徒が成長の過程で共に学び共に育つ教育の実現を目指しています。まだまだ課題は山積していますが、この地域実践研究の「交流及び共同学習の推進に関する研究」で得られたことを、本市の支援教育のさらなる推進につなげていきたいと考えています。

この研究では、特別支援学級の児童生徒にとってよりよい交流のために必要なこととして、特に交流先の通常の学級に着目しました。通常の学級において、様々なニーズのある子どもたちが一緒に学ぶことを考えるときには、子どもたちを指導・支援の手厚さによって三層に分けて考える「階層的な支援システム」と、どの子どもにもわかりやすい授業や、子どもたちがお互いを認め合える学びの環境作りのため、その多様な方法を考える「学びのユニバーサルデザイン」を提案しています。

研究を進めるにあたりましては、教職員への研修や授業づくり等、研究所の先生方に何度も学校にお越しいただき、様々なご指導ご助言をいただきました。今後、更に先生方の意識が変容していくのではないかと楽しみにしています。

地域実践研究では、本市の課題に対して、研究所の先生方からその広い視野と深い見識により様々なご指導をいただきました。内心、一番多くのことを学ばせていただき、一番得をしているのは自分自身

ではないかとも感じています。今後、この研究の成果を地域にしっかりと還元していくことで、本市の「交流及び共同学習」の取り組みが進み、その一歩一歩が、この国の共生社会の実現へとつながっていくのだと考えています。この国の未来に向け、その未来を担う子どもたちのため、これからも頑張っていきたいと思えます。

（「NISE メールマガジン第129号（平成29年12月号）」より転載）

II. 調査・国際事業について

1. 国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進

1) 諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向について

障害者の権利に関する条約の批准を踏まえた国際的動向の把握、国別調査班による情報収集を行った。国別調査班7班を編成し、8か国（アメリカ、イギリス、イタリア、フランス、韓国、オーストラリア、フィンランド、スウェーデン）の国別調査を実施した。

また、諸外国の動向に関する基礎情報の収集のために6地域（アメリカ、イギリス、イタリア、オーストラリア、韓国、北欧）の6名の客員研究員を委嘱して各国の基礎情報を収集した。

2) 研究交流

研究交流の促進を目指した海外の大学及び研究機関への研究職員の派遣、NISE 特別支援教育国際シンポジウムの開催、海外派遣研究員制度による調査の実施、海外からの視察・見学の受入れ等に取り組んだ。

（1）海外の大学及び研究機関への研究職員の派遣

平成28年度より、諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向を現地で収集すること、研究交流の促進を目的として、海外派遣研究員制度を開始した。平成28年度及び29年度は、イギリスのリーズ大学教育学部に、それぞれ2か月間、Visiting Academics として研究職員1名を派遣した。

リーズ大学の先生方との研究交流の他、イギリスの学校視察や国際学会（WCSNE2017）での研究発表等を行った。

また、韓国国立特殊教育院（KNISE）との研究協力及び交流体制の充実に向けた協議と両機関の事業に関する情報交換を行うことを目的に、研究職員1名を派遣した。韓国国立特殊教育院とは、1995年に交流協定を締結している。韓国国立特殊教育院の協力のもと、韓国の小・中学校でのインクルーシブ教育の現状について実地調査を行った。また、韓国国立特殊教育院の研究士2名が来所した。

韓国では、障害者差別禁止法のもと、理解啓発を含む障害のある子どもの人権教育の実施、障害のある子どもを通常の学級に在籍する子どもがサポートするピア・サポーターの運営等が、盛んに行われている。また、障害のある子どもに対しては高等教育まで義務教育であり、すでに高等学校において特別な学級が運営されている。韓国との交流を通して、今後のわが国のインクルーシブ教育システム推進に関する示唆を得ていきたいと考えている。

（2）NISE 特別支援教育国際シンポジウムの開催

平成28・29年度において、NISE 特別支援教育国際シンポジウムを開催した。平成29年度は、平成30年1月20日（土）に一橋大学一橋講堂において、NISE 特別支援教育国際シンポジウムを開催した。

「インクルーシブ教育の推進—日英の取組の現状から、今後を展望する—」をテーマとし、イギリス・リーズ大学客員教授の Susan Pearson（スーザン・ピアソン）博士による基調講演、本研究所研究員によるインクルーシブ教育システム構築に係る国内調査報告、イギリスでの実地調査の報告、広島大学教授を交えてのパネルディスカッション等を実施した。

海外派遣研究員からは、イギリスにおける教育現場の視察や情報等を踏まえ、「学ぶ場所だけによって、インクルージョンかどうかが決まるのではないこと」、「子どもの声を聞くこと」などインクルージョンにおいて大切にすべきことが報告された。

ピアソン博士からは、「インクルーシブ教育の道のり」と題して、近年のイギリスの施策動向を踏まえながら、当事者中心のアプローチの必要性、具体

的には子どもと保護者の願いや意見が教育に反映されているのかという問題提起がなされ、子どもへの支援を成果に導くためのプロセスなどについて述べられた。これらを実現していくために、教育、保健、福祉等の関係機関の連携の必要性を説かれた。

230名程の参加者の約3割は、幼稚園・保育所、小・中・高等学校教職員であり、特別支援学校の教職員とほぼ同数であった。参加者からは、「イギリスの取組を知ることで、これから向かうインクルーシブ教育の考え方が再認識できた」、「イギリスの取組や思想に共感することが多く、大変参考になった」などの感想が寄せられた。



写真3 国際シンポジウムの様子

Ⅲ. 情報発信・相談支援事業について

1. インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）について

昨年度までにデータベースに掲載した300件以上の実践事例に、合理的配慮の実践事例を新たに追加した。障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、平成28年度より、合理的配慮の提供に至る合意形成のプロセスを含む事例の掲載を開始し、平成29年度末現在で150件以上を掲載している。その結果、平成29年度は、164,765件のページビュー数、46,937人の訪問者数だった（平成30年1月31日現在）。

2. 相談支援について

インクルDB内に相談コーナーを立ち上げ、各都道府県・市町村・学校の相談に対応可能な改善を図った。

Ⅳ. インクルーシブ教育システム推進に向けて

インクルーシブ教育システムについての理解・啓発を図ることを目的として、インクルーシブ教育システム普及セミナーを岡山（中国・四国地区）と沖縄（九州・沖縄地区）で開催した。

第一部は、研究所より研究所及びセンターの事業紹介、インクルーシブ教育システムに関するミニ講座等を行い、第二部は、それぞれの地域における取組についての報告があった。

県内外の特別支援学校のみならず、幼稚園、小・中・高等学校の教職員や教育委員会、福祉・労働など関係する機関の職員にも多く参加いただき、インクルーシブ教育システムの推進に熱い期待が寄せられていた。



写真4 沖縄県における普及セミナー

次年度以降も、我が国のインクルーシブ教育システム構築の推進に寄与すべく、インクルーシブ教育システムの構築に向けた研究及び事業を展開していきたい。